

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年6月2日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

建築基準法及び同法施行令の一部改正に伴い、避難規定等の免除を受けることができる学校、共同住宅等の建築物として、耐火建築物等のほか、同法に定める防火性能を有するものを加えるとともに、建築物の主要構造部等に係る基準を同令に整合させるため、改正するものであります。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条本文中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第27条第1項に規定する特殊建築物」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）」に改める。

第19条第2項中「又は準耐火建築物」を「、準耐火建築物又は法第27条第1項に規定する特殊建築物」に改める。

第25条第1項本文中「政令第115条の2の2第1項の技術的基準に適合する準耐火構造にした準耐火建築物」を「主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するもの」に改める。

第26条第1項及び第28条第1項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第52条第1項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に改め、同条第2項中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に、「同号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

第54条第1号中「政令第115条の2の2第1項第1号の基準」を「1時間準耐火基準」に、「同号の基準」を「1時間準耐火基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。